

兵庫県公報

平成18年5月23日 火曜日 第1775号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
○同 上（同）	3
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	4
○保安林の指定解除（森林保全室）	5
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	5
○漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○都市公園の設置（公園緑地課）	6

公 告

○次期情報ハイウェイ整備・運用保守業務に係る提案コンペの実施（情報政策課）	6
○随意契約の相手方等の公示（技術管理室）	12
○同 上（同）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	13
○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	13
○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）	14

公安委員会規則

○放置違反金に関する規則	16
○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	28
○指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則	28

警察本部公告

○随意契約の相手方等の公示	29
○同 上	29
○同 上	30

公布された法令のあらまし

○放置違反金に関する規則（兵庫県公安委員会規則第16号）

道路交通法の一部改正により、公安委員会が車両の使用者に放置違反金の納付を命ずることとされたこと等に伴い、次のとおり放置違反金の徴収等に関して必要な事項を定めることとした。

- 1 この規則は、放置違反金の徴収等に関して必要な事項を定める。
- 2 放置違反金納付命令書の様式を定めるとともに、放置違反金の納付の期限を定める。
- 3 弁明通知書の様式を定めるとともに、弁明書の提出期限を定める。
- 4 弁明通知公示送達書の様式を定める。
- 5 仮納付金返還通知書の様式を定める。
- 6 督促状の様式を定めるとともに、納付すべき期限及び滞納金の算出方法を定める。
- 7 納付書の様式を定める。
- 8 放置違反金等の徴収を公安委員会の指定を受けた警察職員が行うこととともに、徴収金滞納者財産